

○厚木市母子等福祉手当金支給条例施行規則

昭和48年3月31日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市母子等福祉手当金支給条例(昭和48年厚木市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請の手續)

第2条 条例第5条に規定する手当金の申請は、母子等福祉手当金給付申請書により、毎年4月末日までに市長に申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 年度の中途においてこの条例の適用を受けるに至った者については、その都度申請するものとする。

3 前2項の申請について市長が必要と認めるときは、戸籍謄本その他の証明書を添付させることができる。

(昭58規則16・平8規則36・一部改正)

(決定通知)

第3条 条例第5条第2項に規定する審査の結果は、母子等福祉手当金決定通知書により通知しなければならない。

(平8規則36・一部改正)

(資格変更の届出)

第4条 条例第6条の規定による資格変更の届出は、母子等福祉手当金受給者資格変更届により届け出なければならない。

(平8規則36・一部改正)

(雑則)

第5条 この規則に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 厚木市交通遺児奨学金支給条例施行規則(昭和47年厚木市規則第9号)は、廃止する。

附 則(昭和48年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年規則第16号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第36号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。